静岡県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

令和2年1月28日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第1号

静岡県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 (目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき静岡県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、協議会を設置する学校の指定、委員の任免の手続及び任期、協議会の議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(協議会の趣旨)

第2条 協議会は、教育委員会及び校長と協力して、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深めるとともに、その権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校の運営への参画、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(指定)

- 第3条 協議会を設置する学校(以下「設置学校」という。)は、教育委員会が指定する。
- 2 教育委員会は、設置学校の指定に当たっては、あらかじめ、当該学校の校長の意見を聞くものとする。
- 3 校長は、設置学校の指定を受けようとするときは、教育委員会に申し出ることができる。 (基本的な方針の承認)
- 第4条 設置学校の校長(以下「校長」という。)は、次に掲げる事項について、毎年度、基本方針を作成し、 協議会の承認を得るものとする。
 - [1] 学校経営計画のうち、「目指す学校像」に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、協議会の運営が著しく適切を欠く等の理由により、前項の規定による承認を 得られない場合には、校長は、協議会の承認を得ずに学校運営を行うことができる。

(学校運営に関する意見の申出)

- **第5条** 協議会は、次に掲げる事項について、校長又は教育委員会に意見を述べることができるものとする。 ただし、協議会は、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取し、校長を経 由して行うものとする。
 - (1) 学校経営計画に関する事項
 - ② 教育課程の編成に関する事項
 - ③ 学校評価に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、設置学校の学校運営に関する事項(次条に規定する事項を除く。) (任用に関する意見の申出)
- 第6条 協議会は、設置学校の職員の任用に関する事項(特定の個人に関する事項を除く。)について、教育委員会に意見を述べることができるものとする。ただし、協議会は、教育委員会に対して意見を述べると

きは、あらかじめ校長の意見を聴取し、校長を経由して行うものとする。

(委員の任命)

- 第7条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、7人以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者の中から校長の推薦により教育委員会が任命するものとする。
 - (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - ③ 学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者
- 3 委員に欠員が生じた場合は、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 4 委員は特別職の地方公務員の身分を有するものとする。

(委員の任期)

- 第8条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 2 前条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (守秘義務等)
- 第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。
- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと
 - ② 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び学校運営に著しく支障をきたす言動を行うこと (委員の解任)
- 第10条 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。
 - (1) 本人から辞任の申出があった場合
 - (2) 前条に反した場合
 - ③ 前2号に掲げるもののほか、解任に該当する事由があると教育委員会が認める場合
- 2 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対し、その理由を示さなければならない。 (協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)
- 第11条 教育委員会は、協議会の運営状況について必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって学校運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

(指定の取消し)

- 第12条 教育委員会は、前条による指導及び助言を行ったにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項の指定を取り消すことができる。
 - (1) 協議会としての活動の実態がない場合
 - (2) 協議会としての合意形成が行うことができない場合

- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合
- 2 教育委員会は、前項の規定により、指定を取り消す場合には、取消事由を明示しなければならない。 (報酬)
- 第13条 委員の報酬及び費用弁償は、教育委員会が別に定めるところによる。

(会長及び副会長)

- 第14条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は会議を招集し、議事を掌る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第15条 会議は、会長が招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。
- 3 会議の議事は、会長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(会議の公開)

- 第16条 会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 前項の規定により会議を傍聴する者は、会議の議事を妨げる行為をしてはならない。 (委任)
- 第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(静岡県立学校管理規則の一部改正)

2 静岡県立学校管理規則(昭和32年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学校評議員)	(学校評議員)
第35条の2 学校には、学校評議員を置くもの	第35条の2 学校には、学校評議員を置くもの
とする。	とする。ただし、次条の規定により学校運営
	協議会を置く学校を除く。_
2 • 3 (略)	2・3 (略)
	_(学校運営協議会)
	第35条の2の2 教育委員会が必要と認める学
	校に、地方教育行政の組織及び運営に関する
	法律第47条の5の規定に基づき、学校運営協

 (学校評価)
 (学校評価)

 第35条の3 (略)
 第35条の3 (略)